

京都市農業委員会告示第1号

令和7年4月3日開催の京都市農業委員会総会において、会長を決定したので、京都市農業委員会規則第5条の規定により下記のとおり告示します。

令和7年4月14日

京都市農業委員会

京都市農業委員会会長 大橋 宗治

(京都市農業委員会事務局)